

厚生労働大臣が定める揭示事項

1、入院基本料に関する事項

当院は厚生労働大臣指定のD P C対象病院であります。

【医療機関別係数：1.5023】（基礎係数：1.0451、機能評価係数Ⅰ：0.3523、機能評価係数Ⅱ：0.0620、救急補正係数：0.0429）

急性期の一般病棟では看護職員を7対1で配置しております。

当病棟では1日に14人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

8：30～17：30まで1人当たりの受持ち人数は7人以内、17：30～翌8：30までの1人当たりの受持ち人数は15人以内

地域包括ケア病棟では看護職員を13対1で配置しております。

当病棟では1日に7人以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

8：30～17：30まで1人当たりの受持ち人数は11人以内、17：30～翌8：30までの1人当たりの受持ち人数は16人以内

2、入院療養計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化

当院では入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同し、患者様に関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

3、近畿厚生局への届出事項

①基本診療料

急性期一般入院料1	術後疼痛管理チーム加算
救急医療管理加算	後発医薬品使用体制加算1
診療録管理体制加算1	病棟薬剤業務実施加算1
医師事務作業補助体制加算1（15対1）	病棟薬剤業務実施加算2
25対1急性期看護補助体制加算（看護補助者5割以上）	データ提出加算
看護職員夜間16対1配置加算1	入退院支援加算1（一般病棟入院基本料等）
重症者等療養環境特別加算	認知症ケア加算2
緩和ケア診療加算	せん妄ハイリスク患者ケア加算
摂食障害入院医療管理加算	排尿自立支援加算
栄養サポートチーム加算	地域医療体制確保加算
医療安全対策加算1	協力対象施設入所者入院加算
感染対策向上加算1	ハイケアユニット入院医療管理料1
患者サポート体制充実加算	地域包括ケア病棟入院料1
重症患者初期支援充実加算	短期滞在手術等基本料1
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	

②特掲診療料

心臓ペーサー指導管理料の注5 遠隔モニタリング加算	遺伝学的検査
がん性疼痛緩和指導管理料	H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
がん患者指導管理料（Ⅰ）	検体検査管理加算（Ⅳ）
がん患者指導管理料（Ⅱ）	心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
外来緩和ケア管理料	ヘッドアップティルト試験
小児運動器疾患指導管理料	コンタクトレンズ検査料1
院内トリアージ実施料	前立腺針生検法（M R I 撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
救急搬送看護体制加算1	画像診断管理加算2
外来腫瘍化学療法診療料2	遠隔画像診断
がん治療連携指導料	CT撮影及びMRI撮影
外来排尿自立指導料	冠動脈C T 撮影加算
こころの連携指導料（Ⅱ）	心臓MRI撮影加算
薬剤管理指導料	乳房MRI撮影加算
地域連携診療計画加算（入退院支援加算）	外来化学療法加算2
医療機器安全管理料1	無菌製剤処理料
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
救急患者連携搬送料	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
在宅患者訪問看護・指導料の注16（同一建物居住者訪問看護・指導料の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する専門管理加算	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1

③入院期間が１８０日を超える入院（保険外併用療養費）

別途自費で１日あたり ２， ７ ８ ３ 円（税込）

医療保険でのご入院が患者様のご事情により １ ８ ０ 日を超える場合は、療養担当規則により保険外併用療養費（選定療養費）として健康保険一部負担金とは別に上記の費用が発生いたします。

これは、あくまで患者様のご希望と同意に基づくものであり、当院より自動的に費用を徴収するものではありませんが、上記費用のご負担に同意なき場合は １ ８ ０ 日を超えてのご入院をお断りする場合があります。

また、重症な場合や別途厚生大臣が定める状態にある患者様など、病状によりましては上記規定から除外されることがあります。

6、施設基準に係る実績

医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び6 に掲げる手術の件数

区分 1		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄班下手術等	2 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	23 件

区分 2		
ア	靱帯断裂形成手術等	3 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	0 件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	1 件

区分 3		
ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件
キ	同種死体腎移植術等	0 件

2024 年 1 月～ 1 2 月

区分 4	
腹腔鏡下手術及び胸腔鏡下手術	236 件

その他		
ア	人工関節置換術等	132 件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	12 件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術	0 件
オ	経皮的冠動脈形成術、粥腫切除術、ステント留置術	115 件

7、その他

医療情報取得について

- ・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・当該保険医療機関を受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

- ・当院では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善を目的として後発医薬品を積極的に採用しております。そのため、当院で処方する薬剤は後発医薬品になることがあります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。
- 後発医薬品は先発医薬品と同一の有効成分を同一量含有しており、品質・有効性・安全性については、厚生労働省の認可を受けております。
- ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

協力対象施設について

- ・当院では、協力対象施設入所者入院加算の届出を行っております。
- 下記の介護保険施設からの 2 4 時間連絡を受ける体制を取っております。

介護保険施設等の名称
モーツァルト兵庫駅前
花みさき
花みさき（Ⅱ）

院内トリアージ

- ・当院では、夜間休日または深夜において「トリアージ」を実施しております。
- 救急救命を最優先としていますので、場合によっては診察の順番を変更する場合があります。救急車で搬送された患者様でも等しく行います。
- 診察までお待たせする場合がありますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

コンタクトレンズ検査料

項目		保険点数
診察料	初診	291 点
	再診	75 点
検査料		200 点

医師名： 松岡大貴 経験年数 7 年

- ・当院において、過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定させていただきます。ご不明な点はお問合せください。

一般名処方

- ・当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。
- 一般名処方について、ご不明な点などがありましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

長期収載品の選定療養について

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある医薬品で、先発医薬品（長期収載品）の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金をいたしません。